

喀痰吸引等研修指導者養成事業（特定の者対象）について

1 喀痰吸引等研修(第三号研修)の概要

別添「喀痰吸引等を行うまでに必要な手続き」をご覧ください。

2 指導者養成事業の概要

指導者養成事業を修了した医師、看護師、保健師又は助産師は、「指導看護師等」となり喀痰吸引等研修(第三号研修)の実施研修において、介護職員等に対し指導することができるようになります。

【指導者養成事業の流れ】

①受講申込

- ・『指導者養成事業申込調書』をFAXまたは郵送にて奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課（FAX：0742-26-1015 住所：〒630-8501 奈良市登大路町30）あてに提出してください。

↓

②研修(自己学習)の受講

- ・申込完了後、指導者用マニュアル及び研修用DVDが送付されますので、自己学習を行ってください。

↓

③報告書(アンケート)の提出

- ・自己学習が修了したら、『指導者養成事業報告書(アンケート)』を奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課あてに提出してください。
※アンケートをご提出いただきましたら、実地研修において指導可能となります。
※実地研修の詳細につきましては下記ホームページをご覧ください。

【<http://www.pref.nara.jp/item/151474.htm#itemid151474>】

↓

④修了確認書の交付

- ・報告書(アンケート)の提出が確認されたら、奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課より『修了確認書』を交付いたします。

3 実地研修指導料

喀痰吸引等研修(第三号研修)の実地研修において、指導看護師等に就任し、介護職員等に指導いただきましたら、奈良県長寿・福祉人材確保対策課より指導料として、修了1件あたり6,400円（実地研修中に行う評価の回数にかかわらず、研修の修了をもって1回とします。）を指導看護師等が所属する事業所へお支払いいたします。（支払い手続きは「奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課」が行います。）

支払いには事前に振込先口座の登録が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【<http://www.pref.nara.jp/item/145420.htm#itemid145420>】

【問い合わせ・申込書等送付先】

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課

TEL:0742-27-8039 FAX:0742-26-1015

喀痰吸引等を行うことができるようになるまでに必要な手続き

基本研修の受講

基本研修では、全ての行為（ケアの種類）について学び

講義の受講

喀痰吸引等を安全に実施できる知識を習得



基本演習の受講

シミュレーターを使用して、実際の手順を習得

筆記試験に合格

喀痰吸引等に関する知識の習得状況を確認



基本研修の修了

修了証
(基本研修)

修了証(基本研修)
の発行

現場演習・実地研修の受講

(詳細については、『現場演習・実地研修について』を参照)

現場演習・実地研修では、修得が必要な行為（ケアの種類）について、指導看護師等のもと研修を行う



各事業所(利用者宅等)において修得が必要な行為(ケアの種類)の研修を行う。

指導看護師等が、評価票に基づき評価を行い、実地研修において、**全ての項目が連続2回「手順どおりに実施できる」**まで行う

実地研修の修了



修了報告書の提出

- ・実地研修修了報告書
- ・評価表 (現場演習分と実地研修分)
- ・実地研修要件確認シートの3点を、**受講者の所属する事業所から提出**

修了の確認

修了証

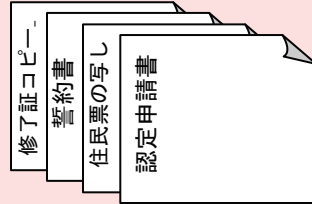
修了証の発行

認定証の申請

実地研修を修了し、修了証が届いたら、『認定特定行為業務従事者認定証』の申請を行う

交付申請書の提出

- ・申請書(様式5-1)
- ・住民票の写し (※コピー不可)
- ・誓約書(様式5-3)
- ・修了証のコピーの4点を提出



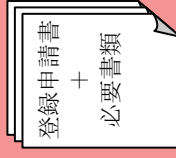
認定証

認定証の発行

事業所登録の申請

(所属事業所)
所属する事業所が『登録喀痰吸引事業者』の登録を受けていない場合は、登録申請を行う。
(※すでに登録している場合は、従事者の追加の届出を行う。)

※必要書類については、障害福祉課HPを参照



登録通知

登録通知の送付

これらの手続きがすべて終了したら、利用者に対して認定された行為を行うことができるようになります。



認定されていない行為や、認定の対象ではない利用者に対する行為はできません！

